

飼養衛生管理基準が追加改正されました！

平成29年2月、家畜伝染病予防法第12条の3（飼養衛生管理基準）が一部改正されました。飼養衛生管理基準とは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために家畜の所有者が最低限守っていただくべき衛生管理の方法です。平成23年の改正から5年が経ち、内容の一部が見直されました。

今回の改正に伴い、毎年定期報告における「飼養衛生管理基準の遵守状況」のチェック項目が大幅に追加されました。

牛、豚及び家きんにおける共通の追加項目は、以下のとおり。

- ①衛生管理区域の設定、②その境界の明瞭化
- ③門又は看板等の設置
- ④衛生管理区域に出入りする車両の消毒
- ⑤給餌及び給水設備並びに飼料保管場所における病原体の侵入防止
- ⑥家畜の死体の保管方法
- ⑦密飼いの防止
- ⑧特定症状確認時における早期通報及び⑨移動の自粛
- ⑩導入の際、導入元及び導入家畜の健康確認並びに⑪導入家畜の隔離観察
- ⑫死体又は排せつ物の移動における漏出防止
- ⑬埋却地の確保もしくは⑭焼却又は化製の準備措置
- ⑮所有者及び従業員の海外渡航歴の保存
- ⑯家畜の移動記録の保存
- ⑰家畜の異状に関する記録の保存

そして大規模所有者に

- ⑱管理獣医師による定期的な指導
- ⑲特定症状確認時における通報規定の作成及び従業員への周知

家畜伝染病、特に口蹄疫及び鳥インフルエンザの発生は、畜産社会にとって大問題であり、各農場における防疫対策は極めて重要なことです。

新しいパンフレットを配布していきますので、内容をよく理解し、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。